

郵送又はインターネット等による議決権行使期限
2025年3月27日（木曜日）午後6時まで

株式会社I-ne
証券コード：4933



INNOVATION NEVER ENDS

第18回

定時株主総会 招集ご通知

[日 時]

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

[議 案]

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

[場 所]

大阪市中央区平野町四丁目2-3
オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA+B
(会場が前回の臨時株主総会と異なっておりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、
お間違いないようご注意ください。)

株主総会終了後、株主の皆様に当社へのご理解をより深めていただくため、同会場にて会社説明会を開催いたします。
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申しあげます。

(証券コード 4933)

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

大阪市中央区南久宝寺町四丁目1番2号

株式会社I-ne

代表取締役社長 CEO 大 西 洋 平

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://i-ne.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「I-ne」又は「コード」に「4933」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主の皆様におかれましては、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに3ページのご案内にしたがって電磁的方法（インターネット等）又は書面（郵送）により、議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区平野町四丁目2-3 オービック御堂筋ビル2F
オービックホール ホールA+B
(会場が前回の臨時株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いないようご注意ください。)
3. 目的項目
報告事項
1. 第18期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

3ページ<議決権行使についてのご案内>をご参照ください。

以上

株主総会終了後、株主の皆様に当社へのご理解をより深めていただくため、同会場にて会社説明会を開催いたします。

お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時 [受付開始：午前9時]

事前行使のご案内

インターネット等による 議決権行使の場合

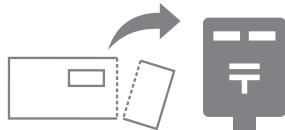


議決権行使サイトをご利用いただき、【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時締切

郵送により議決権を 行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時到着

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込みられた場合は、当該プラットフォームにより議決権行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の内容をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願いいたします。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

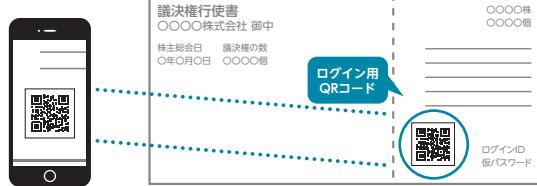
2025年3月27日（木曜日）
午後6時締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

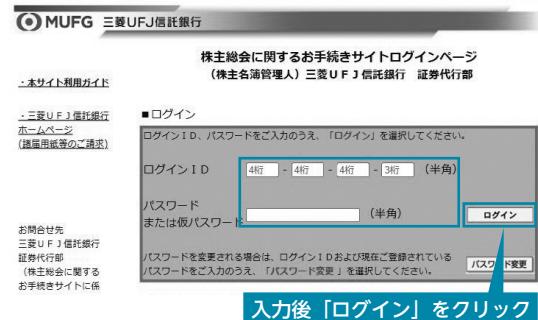
議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ　三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (通話料無料) (受付時間 午前9時から午後9時まで)

事前質問実施のご案内

株主総会の開催に先立ちまして、事前に目的事項に関するご質問をお受けいたします。

1. 事前質問の入力方法について

事前質問用ウェブサイトURL

<https://forms.office.com/r/VCQuaf1mSu>



上記アドレスにアクセスして、株主番号（議決権行使書の9桁の番号）と質問のご入力を
お願ひいたします。

2. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時～2025年3月18日（火曜日）午後6時まで

3. 事前質問に対する回答

いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われる内容については、本株主
総会当日もしくは当社ウェブサイト上で回答させていただきます。なお時間等の都合上、
すべてのご質問にお答えできない場合がございます。あらかじめご了承ください。

【事前質問に関する注意事項】

- ① ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ② ご質問は原則として、お一人様につき3問までといたくご協力を願いいたします。
- ③ ご質問はシステムの制約上、400文字以内でお願いいたします。
- ④ 事前質問のすべてに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対
応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ⑤ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、指名報酬委員会における審議を経て決定しております。また、監査等委員会での検討の結果として、特段の指摘事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名					当社における現在の地位	取締役会への出席状況	取締役在任期間
1	[再任]	大 西 洋 平	おお にし よう へい	代表取締役社長 CEO		23回/23回 (100%)	18年	
2	[再任]	原 義 典	はら よし のり	取締役執行役員 CFO		18回/18回 (100%)	1年	
3	[再任] [社外 独立]	笹 俣 弘 志	ささ また ひろ し	社外取締役		23回/23回 (100%)	3年	

株主総会参考書類

候補者番号	1	おおにし ようへい 大西洋平	再任
略歴、当社における地位及び担当			
生年月日	1982年5月18日		
取締役在任期間	18年		
取締役会への出席状況 (2024年12月期)	23回/23回 (100%)		
指名報酬委員会への出席状況 (2024年12月期)	—		
重要な兼職の状況			
艾恩伊（上海）化粧品有限公司 董事 株式会社COH 代表取締役			

所有する当社の株式数

10,680,900株

(注) 大西洋平氏の所有する当社の株式数は、同氏が代表取締役を務める資産管理会社（株式会社COH）の所有株式数と合算して記載しております。

取締役候補者とした理由及び期待される役割

大西洋平氏は、当社の創業者であり、創業当時から2024年12月に至るまで代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。取締役会議長として経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号	はら 原 よしのり 義典	再任
略歴、当社における地位及び担当		
生年月日	1982年12月29日	2007年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現P&Gジャパン合同会社）入社
取締役在任期間	1年	2009年6月 Procter & Gamble International Operations SA Singapore Branch APACヘアケア事業部
取締役会への出席状況 (2024年12月期)	18回/18回 (100%)	2012年10月 ピー・アンド・ジー株式会社 高崎工場ファイナンスマネージャー 2015年3月 Procter & Gamble International Operations SA Singapore Branch APAC ファブリックケア ファイナンスマネージャー
指名報酬委員会への出席状況 (2024年12月期)	3回/3回 (100%)	2019年1月 P&Gジャパン合同会社 ジャパンランドリー ビジネスリーダー 2020年1月 同社 ジャパンセールスマネージャー
所有する当社の株式数	2,500株	2022年6月 当社 経営管理本部 入社 2023年1月 当社 経営管理本部長 2023年3月 当社 執行役員 経営管理本部長 2024年1月 当社 執行役員 CFO 2024年3月 当社 取締役執行役員 CFO（現任）

取締役候補者とした理由及び期待される役割

原義典氏は、財務部門に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社参画以降、中期経営計画の策定やM&Aを推進するなど、経営管理部門の体制強化に寄与しております。現在は、取締役執行役員CFOとして、執行側としての取締役会に対する説明責任を果たしつつ、経営監督する取締役の立場としても重要な意思決定を担うことで、監督と執行の両面から取締役会の実効性向上に貢献しております。今後も執行役員を兼務する取締役として、事業全体を広く見渡すことによる取締役会と執行側を繋ぐ役割を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者
番号
3

さ さ ま た ひ ろ し
笹俣 弘志

再任 社外 独立

生年月日

1969年9月5日

取締役在任期間

3年

取締役会への出席状況
(2024年12月期)

23回/23回
(100%)

指名報酬委員会への出席状況
(2024年12月期)

5回/5回
(100%)

所有する当社の株式数

略歴、当社における地位及び担当

1993年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク株式会社（現P&Gジャパン合
同会社）入社
1998年9月 A.T.カーニー株式会社 入社
2009年1月 同社 消費財プラクティス シニアパートナー
2012年4月 同社 消費財プラクティス シニアパートナー兼エネルギー・プラクティス東京事務所リーダー
(現任)
2022年3月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

A.T.カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー兼エネルギー・プラクティス東京事務所リ
ーダー

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

笹俣弘志氏は、多岐にわたる業界において企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え、長年にわたり資源・エネルギーの分野に携わり高い知見を有しております。これらの経験を客観的かつ専門的な視点から当社のサステナビリティ事業に関する助言、並びに取締役会の更なる活性化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大西洋平氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 笹俣弘志氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、笹俣弘志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任が承認された場合には、引き続き笹俣弘志氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、笹俣弘志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。選任が承認された場合には、笹俣弘志氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（但し、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しており、各候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

以 上

株主総会参考書類

【ご参考】

本総会後の取締役会のスキルマトリックス

氏名	地位	独立性 (社外)	経験・知見・専門性等						
			企業経営	営業・マーケティング	開発・製造	法務・コンプライアンスリスク	財務・会計	グローバル	サステナビリティ・ESG
大西 洋平	代表取締役社長 CEO		○	○	○			○	○
原 義典	取締役執行役員 CFO			○			○	○	
笹俣 弘志	社外取締役	○	○	○			○	○	○
堀川 健	社外取締役 (監査等委員)	○				○	○	○	
山中 典子	社外取締役 (監査等委員)	○					○		
古本 結子	社外取締役 (監査等委員)	○				○		○	○

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

雇用・所得環境の改善などを背景に個人消費が堅調に推移し景気は緩やかな回復傾向にある一方、米国の今後の政策動向を含め、地政学リスクの高まりや物価上昇などの影響等が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いている。

このような状況の中で、当社グループは「We are Social Beauty Innovators for Chain of Happiness 私たちは、美しく革新的な方法で「幸せの連鎖」があふれる社会の実現に挑戦し続けます。」というMISSIONの実現のため、「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を強みとして、独自の商品・ブランド開発モデルによって、積極的な新商品開発、マーケティング、市場開拓、海外展開に取り組んでいるところです。

当連結会計年度の売上高は45,006百万円（前期比8.1%増）となりました。また、営業利益は4,583百万円（前期比4.7%増）、経常利益は4,621百万円（前期比6.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,938百万円（前期比25.7%減）前期は関係会社株式売却益の特別利益計上）となりました。

売上高	45,006百万円	前期比 8.1%増	営業利益	4,583百万円	前期比 4.7%増
経常利益	4,621百万円	前期比 6.6%増	親会社株主に 帰属する 当期純利益	2,938百万円	前期比 25.7%減

事業報告

各セグメントの状況は、次のとおりです。

(1) 国内事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売であります。

国内事業では、持続的な成長に向けて、当社が強みを持つヘアケア系、美容家電、スキンケア他のカテゴリーの継続的な投資及び新たなトレンド発掘に注力しました。

BOTANISTブランドにおいては、2024年11月に厳選した香りの「フレグランスコレクション」第4弾である春限定商品「サクラ&チェリーの香り」を発売し、売上高の伸長に寄与しました。

ナイトケアビューティーブランドYOLUは、2024年11月に春の限定商品「サクラナイトシリーズ」を発売しました。昨年もご好評いただいた同シリーズは、昨年ラインナップのヘアケア商品に加え、新たに肌悩みやなりたい肌に合わせて選べるボディソープと重炭酸（注）バスタブレットが登場し、多くの皆様にご好評をいただき売上高の伸長に寄与しました。

SALONIAブランドにおいては、2024年10月に秋冬限定カラーの「My Nuance（マイニュアンス）シリーズ」を発売しました。また、同年11月に現行品の「EMSリフトブラシ」からEMS刺激が170%にパワーアップした「EMSリフトブラシ 3Dケア」を発売したほか、ドライヤー最上位モデルとして仕上がりを徹底的に追求した「エアトリートメントドライヤー」を発売し、美容家電関連商品も引き続き好調に推移し売上高の伸長に寄与しました。

また、2024年10月に行った株式会社トゥヴェールの株式の取得に伴う同社の連結子会社化により、同年11月よりTOUT VERTブランドが当社グループにジョインしました。

(2) 海外事業

主な事業内容は、当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売であります。

中国においてはアリババグループの越境ECであるTmall Global（天猫国际）等を通じた一般消費者への販売に取り組み、香港、台湾においては同国内に多数の店舗が展開されている化粧品・コスメショップ・小売店での販売に継続的に取り組みました。また、2024年より配荷を開始したマレーシアでは11月に首都クアラルンプールでBOTANISTブランドのローンチイベントを実施するなど、現地での認知度向上にも務めました。

艾恩伊（上海）化粧品有限公司においては、現在の中国国内の市場動向や事業環境の悪化等を踏まえ当社グループ全体の経営資源最適化等を総合的に判断し、2024年12月に同社の解散及び清算を決定いたしました。

（注）炭酸水素Na（基剤）

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は782百万円であり、その主なものは、本社移転により取得した建物附属設備等によるものです。

なお、設備投資等の額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社トゥヴェール（現連結子会社）の株式取得を目的として、短期借入金10,000百万円を調達いたしました。

なお、当該借入金につきましては、借入実行日（2024年10月30日）から6ヶ月間をブリッジローン（短期繋ぎ融資）とし、その後、長期借入金（借入期間7年（予定））に借り換えを予定しております。

4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年10月31日付で株式会社トゥヴェールの全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

また、当社は、2024年10月31日付で株式会社Artemisの普通株式の全てを取得し、同社を連結子会社といたしました。

5. 対処すべき課題

(1) ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、主力ブランドの売上安定化を図るとともに継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品による依存リスクの分散を図っております。第18期連結会計年度（2024年12月期）ではBOTANISTブランド、YOLUブランド及びSALONIAブランドが当社グループの売上高のそれぞれ29%、34%、24%を占めており、分散化が図られております。現在、左記ブランド以外にTOUT VERT、WrinkFadeなど複数のブランドを展開しており、今後もブランドポートフォリオの確立に向け、継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

(2) 人材の採用と育成

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材に対する投資を高めていくことが最も重要なと認識しているため、当社MISSIONに共感し、高い熱意のある人材の採用強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。従業員のモチベーション向上、更なる技術や知識の蓄積等を目的に、当社のキャリア成長に合わせた人事制度を構築し、今後も優秀な人材の採用と更なる育成に投資を行っていく方針です。

また、当社グループでは、役員及び従業員のモチベーションを向上させることを目的に、インセンティブとして新株予約権の付与を行っております。

(3) 海外戦略の実行

当社グループの企業価値の最大化には、当社ブランドのグローバル化への推進が不可欠となります。今後、市場環境とタイミングを見極めながら当社ブランドの複数国に対しての販売チャネル拡大に取り組み、積極的なグローバル推進を図ってまいります。

(4) 環境問題、社会課題に対する取り組み

環境問題、社会課題に向き合うため、SDGsの取り組みを推進することは企業の責務となっています。当社グループはMISSIONに基づき、社会に対してポジティブな影響を与える存在になるという強い意志があります。社会情勢やステークホルダーの期待を踏まえ「マテリアリティ（重要課題）」を特定し、環境に配慮したバイオマス容器採用や植林活動、商品寄付活動、国際水準でのサステナビリティに関する取り組みの推進、持続可能なパーム油の生産調達の実現を目指している国際団体であるRSPOに加盟するなど、様々な取り組みを実施しております。

今後も、事業活動を通じて環境や社会により良い影響を与えられるような活動を引き続き取り組んでまいります。

(5) 外部環境変化への対応

過去数年にわたる新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会活動や経済活動、人々の生活様式に急激な変化が生じました。当社グループの事業を取り巻く環境においても、原材料価格の高騰や為替動向、地政学リスクの増大等があり、経営環境も不透明な状況が続きました。このような変化の中で、当社グループは当社グループは中期経営計画を達成するために、強みである「ブランド創出力」「OMO」「IPTOS」を活用し、投資効率を重視し、優先順位を明確にしながら経営方針及び経営戦略に即した戦略的投資をスピード感をもって実行していきます。そのため、これまでの機能別組織体制を進化させ、事業ごとの状況の変化に合わせて判断できる意思決定体制への改革を進めており、今後も社会環境の様々な状況に応じた事業運営に取り組んでいきます。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るため、効率的なオペレーション体制を基盤としながら、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。内部監査、法務、ファイナンス、情報セキュリティ等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用、育成し、また社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図ってまいります。

(7) コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、プロダクトを通じて幸せの連鎖の最大化に取り組むことで企業価値の向上を目指しており、企業価値の極大化と経営理念の実現を両立させるための仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの徹底を重要な経営課題として位置づけております。この実現に向け、経営環境の変化に対応する機動的な経営判断、業務執行、内部統制、及びそれらに対する監督機能の実現を意識した組織体制の構築に取り組んでまいります。2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行し、また取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等に関する手続の公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るための体制を構築いたします。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分		2021年度 第15期	2022年度 第16期	2023年度 第17期	2024年度 (当期)第18期
売上高	(百万円)	28,397	35,269	41,643	45,006
経常利益	(百万円)	2,330	3,469	4,337	4,621
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,244	1,927	3,954	2,938
1株当たり当期純利益	(円)	71.49	110.23	224.37	167.04
総資産	(百万円)	14,060	16,490	22,908	35,123
純資産	(百万円)	8,415	10,331	14,331	16,543

- (注) 1. 2022年11月30日を基準日として、2022年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しており、第16期以降にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は親会社を有していません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社Dr.SYUWAN	1百万円	100.0%	国内事業
株式会社Endeavour	10百万円	100.0%	国内事業
株式会社トウヴェール	10百万円	100.0%	国内事業
株式会社Artemis	2百万円	100.0%	国内事業
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	950百万円	100.0%	海外事業
I-ne US Co., Ltd.	65万米ドル	100.0%	海外事業

- (注) 1. 2024年12月20日開催の取締役会において、艾恩伊（上海）化粧品有限公司を解散及び清算することを決議しております。
2. 株式会社Artemisは、議決権のない種類株式を発行しております。議決権比率につきましては、議決権のない種類株式を除いて算出しております。

(3) 重要な関係会社の状況

該当事項はありません。

事業報告

8. 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
国内事業	当社が開発したブランド商品の日本国内の卸売事業者を通じた小売店及び量販店運営事業者への卸売販売、インターネットを活用した日本国内の一般消費者への直接販売
海外事業	当社が開発したブランド商品のインターネットを活用した海外の一般消費者への直接販売、並びに海外のインターネット販売事業者、販売代理事業者、美容専門店、ドラッグストアへの卸売販売

9. 主要拠点等

名 称	所 在 地
当社	本社（大阪市中央区） 東京支店（東京都港区） 福岡営業所（福岡市博多区）
株式会社Dr.SYUWAN	本社（大阪市中央区）
株式会社Endeavour	本社（大阪市中央区）
株式会社トウヴェール	本社（大阪府箕面市）
株式会社Artemis	本社（大阪市中央区）
艾恩伊（上海）化粧品有限公司	本社（中国上海市）
I-ne US Co., Ltd.	本社（米国デラウェア州）

(注) 当社、株式会社Dr.SYUWAN及び株式会社Endeavourは、2024年9月2日付で、本社を大阪市中央区に移転いたしました。

10. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
434名（45名）	91名増（2名減）

(注) 従業員数は就業人員（社外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

11. 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	10,000百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	20百万円

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 52,800,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 17,784,270株
3. 株主数 5,171名
4. 大株主

株主名			持株数(株)	持株比率(%)
株式会社 C O H			7,430,000	42.49
大西洋平			3,250,900	18.59
株式会社 日本カストディ銀行(信託口)			2,254,200	12.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)			764,600	4.37
THE BANK OF NEW YORK 133652			625,618	3.57
野村信託銀行株式会社(投信口)			334,100	1.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051			216,882	1.24
杉元将二			210,480	1.20
藤岡礼記			210,000	1.20
J P モルガン証券株式会社			96,548	0.55

(注) 持株比率は自己株式(299,631株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式の総数が13,030株増加しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2023年3月1日	2024年4月18日
新株予約権の数	2,172個	6,320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 21,720株 (新株予約権1個につき10株)	普通株式 63,200株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2024年3月16日から2028年3月15日まで	2025年5月9日から2029年5月8日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員の保有状況	新株予約権の数 432個 目的となる株式数 4,320株 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）保有者数 1名	新株予約権の数 1,523個 目的となる株式数 15,230株 取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当社子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記2（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。
- (ア) 割当日から上記の権利行使期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- (イ) 行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (ウ) 行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（(イ)において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (エ) 行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権者が死亡した時において上記2の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

事業報告

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名 称	第6回新株予約権
発行決議日	2024年4月18日
新株予約権の数	6,320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 63,200株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり10円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2025年5月9日から2029年5月8日まで
行使の条件	(注)
当社使用人	新株予約権の数 2,516個 目的となる株式数 25,160株 交付対象者数 30名
使用者等への交付状況	新株予約権の数 2,281個 目的となる株式数 22,810株 交付対象者数 10名
子会社の役員及び使用人	

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合（当該退任により当社又は当子会社のいずれの地位をも喪失する場合に限る）、従業員が定年で退職した場合その他正当な理由がある場合には、退任又は退職をした新株予約権者は、下記2（ア）から（エ）の定めに基づき退任又は退職をした時において権利行使可能な新株予約権に限り、権利行使することができる。
2. 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することができる。
- (ア)割当日から上記の権利行使期間（以下「行使可能期間」という。）の初日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- (イ)行使可能期間の初日から行使可能期間初日の1年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1までの数について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (ウ)行使可能期間初日の1年後の応当日から行使可能期間初日の2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2までの数について権利行使することができる（(イ)において権利行使可能となった3分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- (エ)行使可能期間初日の2年後の応当日から行使可能期間の末日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
3. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権者が死亡した時において上記2の定めに基づき権利行使可能な新株予約権について、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、相続が生じた日の翌日から6か月以内に、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 西 洋 平	CEO 艾恩伊(上海)化粧品有限公司 董事 株式会社COH 代表取締役
取 締 役	原 義 典	執行役員CFO
社 外 取 締 役	足 立 光	株式会社トランス 代表取締役 ノバセル株式会社 社外取締役 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー
社 外 取 締 役	笹 保 弘 志	A.T.カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー 兼エネルギープラクティス東京事務所リーダー
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	堀 川 健	—
社 外 取 締 役 (監査等委員)	山 中 典 子	山中公認会計士事務所
社 外 取 締 役 (監査等委員)	古 本 結 子	株式会社マイナビ 社外監査役 全国保証株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役笹保弘志氏、取締役堀川健氏、取締役山中典子氏、取締役古本結子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
 3. 常勤監査等委員堀川健氏は、グローバル企業での財務経理・管理部門の責任者としての豊富な経験と知見を有しております。
 4. 監査等委員山中典子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査等委員古本結子氏は、企業法務やコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
 6. 西橋久仁子氏及び舟串信寛氏は2024年3月27日付けで任期満了により取締役を退任、足立光氏は2024年11月29日付けで辞任により取締役を退任しております。

2. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	地位	退任年月日	退任理由
西 橋 久仁子 (戸籍名: 佐次清 久仁子)	社外取締役	2024年3月27日	任期満了
舟 串 信 寛	社外取締役	2024年3月27日	任期満了
足 立 光	社外取締役	2024年11月29日	辞任

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員及び当社子会社の取締役、監査役を被保険者とする第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

5. 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額

（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年3月21日開催の取締役会において、以下のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬は、下記の決定方針に定めるとおり、各取締役の役職及び職責等を勘案して決定されたものを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、①当社の規模及び業績を踏まえ、当社の取締役に期待される役割を果たすのに相応しく、かつ当社の取締役として望まれる優秀で多様な人材を確保するのに十分な水準とすること、②個々の取締役の報酬の決定に際しては、その職責に応じて、基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬（株式報酬）等のバランスも勘案して、適正な水準とすること、③報酬等の内容及び決定プロセスについては、客観性及び透明性を確保すること、を基本方針とする。具体的には、当社の取締役のうち、業務執行取締役の報酬については、当社の中長期的な成長及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを重視した報酬体系として、基本報酬及び非金銭報酬（株式報酬）で構成する。

一方、経営の監督機能を担うべき社外取締役等については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、取締役の報酬等の内容及び決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名報酬委員会を設置し、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬等に関する事項については、指名報酬委員会に諮問し、その答申結果を尊重して決定する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人分給与は含まない。）と定められているところ、監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬については、役員報酬規程に基づき、当該報酬限度額の範囲内で、各取締役の職責や目標達成度を勘案し、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定する。

3. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬の内容及び額は、2024年3月27日開催の定期株主総会において、株式報酬型ストック・オプション年額30百万円以内（使用人分は含まない。）と定められているところ、個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各業務執行取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等をふまえ、さらにはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して、取締役会の委任を受けた代表取締役において決定する。

4. 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の割合については、その保有する当社株式の数や経営環境等をふまえ、非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる限り、新株予約権等を追加して付与するものとし、具体的な割合については、他の業務執行取締役の職責、経営環境の状況等に応じて変動し得るため、あらかじめ定めないこととする。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとし、退任時において退職慰労金は支給しない。非金銭報酬等については、経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、株主総会の承認を得た上で、取締役会の決定により、隨時新株予約権等を付与する。

6. 監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項

（1）当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

代表取締役

（2）上記（1）の者に委任する権限の内容

監査等委員である取締役以外の取締役の個人別の固定金銭報酬額並びに株式報酬型ストック・オプションの付与の有無及び付与する場合の付与数の決定

（3）上記（1）の者により上記（2）の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

指名報酬委員会への諮問を経て、その答申結果を尊重して決定する。

諮問に際しては、監査等委員会に対しても、同様の情報を提供する。

(2) 取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月25日の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

また、上記報酬枠とは別枠で、2024年3月27日の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額30百万円以内、年2,500個以内の範囲で割り当てる 것을を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は2名です。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長大西洋平が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的な内容を決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）について評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会で審議の上、その答申を踏まえて代表取締役社長が決定する措置を講じていることから、取締役会はその内容が当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

事業報告

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
	基本報酬	業績運動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） (うち社外取締役)	86 (28)	— (—)	27 (—)	4 (2)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	22 (22)	— (—)	— (—)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	108 (50)	— (—)	27 (—)	9 (7)

- (注) 1. 当事業年度における社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしております。
 2. 上表には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。
 3. 非金銭報酬等に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役 足立 光	株式会社トランス 代表取締役 ノバセル株式会社 社外取締役 株式会社ファミリーマート エグゼクティブ・ディレクター兼チーフ・マーケティング・オフィサー兼チーフ・クリエイティブ・オフィサー グロースキャピタル株式会社 グロースパートナー	特別な取引関係はありません。
社外取締役 笹俣 弘志	A.T.カーニー株式会社 消費財プラクティス シニアパートナー 兼エネルギー・プラクティス東京事務所リーダー	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 山中 典子	山中公認会計士事務所	特別な取引関係はありません。
社外取締役（監査等委員） 古本 結子	株式会社マイナビ 社外監査役 全国保証株式会社 社外監査役	特別な取引関係はありません。

(注) 足立光氏は2024年11月29日付けで辞任により取締役を退任しております。

事業報告

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

氏名	地 位	取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況等
足立光	取締役（社外）	取締役会には、22回のうち21回出席いたしました。主にマーケティング戦略において専門的見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
笹俣弘志	取締役（社外）	取締役会には、23回のうちすべてに出席いたしました。主にサステナビリティ事業において専門的見地から意見を述べおり、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
堀川健	取締役（社外） (常勤監査等委員)	取締役会には、23回のうちすべてに、監査等委員会には15回のうちすべてに出席いたしました。主に財務及び会計において専門的見地から意見を述べおり、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
山中典子	取締役（社外） (監査等委員)	就任後の取締役会には、18回のうちすべてに、監査等委員会には11回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べおり、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。
古本結子	取締役（社外） (監査等委員)	就任後の取締役会には、18回のうちすべてに、監査等委員会には11回のうちすべてに出席いたしました。主に法務的側面やコンプライアンスにおいて専門的見地から意見を述べおり、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 足立光氏の取締役会出席回数は、退任までの取締役会開催回数を記載しております。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	45百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。また、監査等委員会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、監査報酬額と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性、専門性、職務実施状況等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、業務の適正を確保するための体制整備を目的として、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会で決議し定めております。当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「コンプライアンスポリシー」及び「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び推進を行う。また、委員会で決定された「コンプライアンス・プログラム」に基づき、定期的な研修等の具体的な施策を企画・立案・推進する。
- (3) 法令遵守上疑義のある行為等の内部通報に関して、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に不利益を及ぼさないことを保証した内部通報制度（ホットライン）を運用する。
- (4) 内部監査室において、内部監査に係る諸規程に従い、当社グループ全体の業務の適正に関する内部監査を実施し、必要に応じてコンプライアンスに関する指導を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 主要リスクをコンプライアンスリスク、風評リスク、オペレーションルリスク、災害リスク、品質リスク、環境リスク及び情報漏えいリスクであると認識し、管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制の整備を推進する。
- (2) リスク管理に関するグループ全体のリスク対策の基本方針の策定、リスク対策実施状況の点検・フォロー及びリスクが顕在化した時のコントロールを行うために、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制する。
- (3) 危機発生時の対策として、「事業継続計画ガイドライン」を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、災害時を想定した避難訓練や、事業継続管理に関する教育を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、定時の取締役会において重要事項を決定し、業務執行取締役に業務報告をさせることにより業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

- (2) 取締役及び執行役員の職務分掌を定める。また、取締役及び執行役員の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。
- (3) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目标を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団（グループ会社）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」及び関連規則を定め、子会社はこれらの規程及び規則に基づき業務を適正に推進するため諸規程を定め、経営内容及び業務執行については定期的に当社取締役会に報告する。
- (2) コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な委員会は、各子会社を視野に入れて活動することとし、各子会社の代表者は重要なリスクについてコンプライアンス・リスク管理委員会にて報告する。
- (3) 内部監査室は、各子会社の監査を実施又は統括し、各子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む。以下同じ）し、文書の整理及び保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務は、内部監査室にその補助を委嘱する。
- (2) 内部監査室の使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- (3) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員である取締役の出席を通じて職務の執行状況を報告する。また、内部監査室は内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。このほか、監査等委員である取締役からの求めに応じ、業務及び財産の状況を報告する。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社及び各子会社における重大な法令違反、その他コンプライアンス及び主要リスクに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3) 監査等委員である取締役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の文書である稟議書を閲覧する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に加え必要に応じて重要な会議等に出席するほか、内部監査室、会計監査人と相互に連携を図り、監査の実効性を高める。
- (2) 監査等委員である取締役の職務執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後会社に請求できる。
- (3) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを目的に、代表取締役と監査等委員会は、定期的に意見交換を行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の適正を確保するための体制の運用状況の概要是以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、当社は、本年度において取締役会を23回、監査等委員会を15回開催し、法令・定款への適合性の観点から審議を行いました。

② コンプライアンス

当社は、コンプライアンス・プログラムを有しており、それに従って従業員に対して社内研修での教育や浸透活動を実施いたしました。また内部通報制度を設けており、当該制度を通じて寄せられた通報内容を活用して、コンプライアンスの実効性向上を努めました。子会社は、当社のコンプライアンス・プログラムを準用しており、内部通報制度については子会社へも開放し受付を行っております。

③ リスク管理体制

当社は四半期ごとに定時のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクの管理状況について報告を行っております。本年度においては5回開催しております。また、半期ごとに定時のサステナビリティ委員会も開催しており、気候変動に関する対応方針や取り組みに向けた課題等について報告を行っております。本年度においては2回開催しております。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施いたしました。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な課題として認識しており、従前においては、当社グループは成長過程にあることから、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考え、配当は実施しておりませんでした。

しかしながら、今般、事業の拡大により継続的なキャッシュ・フローが創出できるフェーズに至り、成長機会に対する投資を実行しつつも株主還元の開始が可能と判断し、剰余金の配当を開始することを決定いたしました。つきましては、当事業年度において、利益剰余金を配当原資とする1株13円の剰余金の配当を実施いたします。

翌事業年度以降につきましても、利益成長に沿って安定的かつ継続的な株主還元を行う方針であります。2025年12月期につきましては、利益剰余金を配当原資とする1株13.5円の剰余金の配当を予定しております。

当社は剰余金の配当の基準日として、期末配当の基準日（12月31日）及び中間配当の基準日（6月30日）の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部			
流動資産	21,712	負債の部	17,728
現金及び預金	8,394	買掛金	2,379
売掛金	8,275	電子記録債務	58
商品	3,503	短期借入金	10,000
原材料及び貯蔵品	435	1年内返済予定の長期借入金	20
前渡金	730	未払金	2,887
その他	376	未払法人税等	888
貸倒引当金	△4	返金負債	378
		賞与引当金	355
固定資産	13,411	製品保証引当金	33
有形固定資産	1,209	その他	727
建物及び構築物	1,027	固定負債	851
工具、器具及び備品	166	資産除去債務	572
建設仮勘定	16	事業整理損失引当金	278
無形固定資産	9,995	負債合計	18,579
のれん	8,906	純資産の部	
商標権	866	株主資本	16,520
その他	222	資本金	50
投資その他の資産	2,205	資本剰余金	6,120
繰延税金資産	1,879	利益剰余金	10,843
その他	325	自己株式	△493
資産合計	35,123	その他の包括利益累計額	△75
		為替換算調整勘定	△75
		新株予約権	99
		非支配株主持分	—
		純資産合計	16,543
		負債・純資産合計	35,123

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,006
売上原価	20,959
売上総利益	24,046
販売費及び一般管理費	19,462
営業利益	4,583
営業外収益	
受取利息及び配当金	2
業務受託料	2
受取補償金	2
助成金収入	0
為替差益	48
その他	9
	65
営業外費用	
支払利息	7
支払手数料	0
支払補償費	18
その他	1
	28
経常利益	
特別利益	
固定資産売却益	0
新株予約権戻入益	0
	0
特別損失	
固定資産除却損	15
本社移転費用	90
事業整理損失引当金繰入額	278
	385
税金等調整前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	2,285
法人税等調整額	△985
	1,299
当期純利益	
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,938

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	17,542	流動負債	16,684
現金及び預金	4,330	買掛金	2,201
売掛金	7,952	電子記録債務	58
商品	3,145	短期借入金	10,000
原材料及び貯蔵品	182	1年内返済予定の長期借入金	20
前渡金	1,219	未払金	2,605
前払費用	248	未払費用	308
その他	466	未払法人税等	547
貸倒引当金	△4	返金負債	378
固定資産	16,613	預り金	45
有形固定資産	1,180	賞与引当金	331
建物	1,023	製品保証引当金	33
工具、器具及び備品	156	その他	155
建設仮勘定	0	固定負債	793
無形固定資産	1,083	関係会社事業損失引当金	220
商標権	865	資産除去債務	572
ソフトウェア	211	負債合計	17,477
その他	6	純資産の部	
投資その他の資産	14,350	株主資本	16,579
関係会社株式	12,158	資本金	50
関係会社長期貸付金	1,200	資本剰余金	6,086
繰延税金資産	1,935	資本準備金	2,829
その他	325	その他資本剰余金	3,256
貸倒引当金	△1,269	利益剰余金	10,936
資産合計	34,155	利益準備金	17
		その他利益剰余金	10,919
		繰越利益剰余金	10,919
		自己株式	△493
		新株予約権	99
		純資産合計	16,678
		負債・純資産合計	34,155

計算書類

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	43,495
売上原価	20,489
売上総利益	23,006
販売費及び一般管理費	17,691
営業利益	5,315
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	9
業務受託料	69
固定資産売却益	24
その他	5
	108
営業外費用	
支払利息	7
為替差損	27
支払補償費	18
その他	0
	54
経常利益	5,369
特別利益	
固定資産売却益	0
新株予約権戻入益	0
	0
特別損失	
固定資産除却損	15
本社移転費用	90
関係会社株式評価損	608
関係会社貸倒引当金繰入額	413
関係会社事業損失引当金繰入額	157
	1,285
税引前当期純利益	4,084
法人税、住民税及び事業税	2,120
法人税等調整額	△1,112
	1,008
当期純利益	3,076

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 花谷徳雄
業務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 森本隼一
業務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I - n e の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I - n e 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

株式会社 I - n e
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花谷徳雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本隼一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I - n e の2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査報告書

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月4日

株式会社 I - n e 監査等委員会

常勤監査等委員 堀川 健 

監査等委員 山中 典子 

監査等委員 古本 結子 

(注) 常勤監査等委員堀川 健、並びに監査等委員山中 典子及び古本 結子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

Sustainability

I-neグループはサステナブルな社会を実現するためにESGの取り組みを推進し、ソーシャルブランドの時代を創っていきます。

当社のサステナビリティへの取り組みにつきましては、当社ウェブサイト (<https://ine.co.jp/csr/>) も併せてご参照ください。



CARBON FOOTPRINT REPORT

カーボンフットプリント
算定報告書
BOTANIST(ボタニスト) グローバルカンパニー カーボン
2020年1月度 第1回



カーボンフットプリント (CFP) の算定 －CO2の見える化－

カーボンニュートラルの実現を目指して、効果的な温室効果ガス排出量削減案の立案や、お客様の脱炭素への関心を高めるきっかけとなるよう、環境省の「製品・サービスに係るカーボンフットプリントのモデル事業」に参画し、算定を行いました。

算定報告書：https://i-ne.co.jp/files/BOTANIST_CFP.pdf

容器・梱包資材におけるバージンプラスチックの削減

2028年までに容器・梱包資材に使用するバージンプラスチックの量を30%削減することを目指しています。そのため、バイオマス配合容器など植物由来でCO₂の排出削減をした容器や、バージンプラスチックを削減するリサイクル素材の配合容器、繰り返し使いやすい容器の採用、環境に配慮した紙素材への置き換えなどを積極的に取り組んでいます。I-ne単体では既に2024年時点でバージンプラスチックの使用を30%削減しており、今後もグループ全体での削減に努めてまいります。



森林保全・生物多様性への取り組み

多様性のある森を取り戻す「BOTANISTの森」

BOTANISTは2021年より、森林保全団体のmore treesと協働で、北海道美幌町(びほろちょう)にて森づくりを行ってきました。

伐採跡地に白樺をはじめとする、土地に適した樹種の植林を行うことで、多様性のある森を目指して、継続した活動を行います。

美容体験格差への対応

すべての人が自分らしく、美しく

SALONIAは、どんな環境の人たちにも平等に美容体験を届けたい想いから、NPOや学校などと協力し、美容体験ワークショップを生活困窮下にある高校生を対象に行いました。すべての人が、美容を通して自分らしくポジティブに生きる社会を目指します。



株主総会会場ご案内図



会場

大阪市中央区平野町四丁目2-3
オービック御堂筋ビル 2F
オービックホール ホールA+B

(会場が前回の臨時株主総会と異なっておりまので、お間違いないようご注意ください。)



日時

2025年3月28日(金)午前10時
(受付開始：午前9時)



交通のご案内

■ 大阪メトロ御堂筋線

「淀屋橋駅」下車 南出入口(③号出口)から
徒歩約3分

「本町駅」下車 北出入口(②号出口)から
徒歩約4分

■ 京阪電車

「淀屋橋駅」下車 出入口(③号出口)から
徒歩約12分

